

判例百選の読み方・使い方

事実の概要

まずは事実を理解しよう

判例を理解するためには、事実関係をおおまかに汲み取ることが重要な一歩となります。当事者がどのような事情で何を主張し、論点はどこにあるのかをしっかりと確認しましょう。

※また、複雑な事案の場合は、当事者の関係などを図解して考えてみるのもオススメです。

判旨

判決(決定)文のここが重要

ここでは、判決(決定)文の「一番重要なポイント」(一般的な判例法理やこの事案への当てはめ)が抜粋されています。この項目で問われている論点と照らし合わせながら、裁判所がどのような判断をしたか確認しましょう。

※裁判所の判断内容をより詳細に把握するためには、判決(決定)文の原文(全文)に当たることが大切です。出典欄に掲げられている書誌などに目を通してみましょう。

184

宗教上の教義に関する紛争と司法権 —「板まんだら」事件—

最高裁判所 56年4月7日第三小法廷判決
(昭和51年(ワ)第749号; 寄附金返還請求事件)
(民集35巻3号443頁, 判時1001号9頁, 判夕441号59頁)

●事実の概要

Y(創価学会一報告・被控訴人・原告)は、(イ)日蓮正宗本山大石寺境内に本尊「板まんだら」を設置する正本堂を建設する。(ロ)正本堂建立は教義にいう「広宣流布」達成の時期に当たるとして、会員に建設費用の寄付を要した。1965年10月第1回Yの元Xら17名(原告・被訴人・被原告)は、それぞれ280円から200万円(総額約542万円)を供養金名義で寄付したが、その後、(イ)について寄付後に「板まんだら」が偽物であることが判明した。(ロ)について正本堂完成後になって広宣流布は未だ達成されないとYが述べた。との理由で、要素の錯誤に基づいてなされた本件寄付行為(贈与)が無効である等と主張して、Yに対して寄付金の返還を求めた。

1審(東京地判昭和50・10・6判時802号92頁)はYの本案前の抗弁を認め、(イ)は「信仰対象の真否」、(ロ)は「宗教上解決すべき教義」の問題であり「裁判所が法令を適用して終局的に解決できる事柄ではない。本件は純然たる宗教上の争いが給付訴訟の前提問題として主張されているが「裁判所の審判権の外にある」と述べ、Xらの請求を却却した。Xらの控訴に対して2審(東京高判昭和51・3・30判時809号27頁)は、本件が返還請求権の存否の判断は「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する争争であり、法律を適用することによって終局的に解決する。本件請求権の行使が宗教上の信仰対象の真否等に関する争いを目的としたものであっても裁判所に審判権がないとはいえないとして、1審判決を取り消した。Yは、本件寄付は高麗に宗教的意義をもつ「供養」(信行)であること、(ロ)について或程度に広宣流布の達成等は宗教上の教義ないし信仰上の判断に関わること、(イ)に関する本尊の真偽も同様であることから、本件は法律上の争争に当たらないと主張して上告した。

●判旨

破産裁判(添え卸)。I「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条にいう「法律上の争争」すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる(最高裁判昭和39年(ワ)第111号11月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁参照)した。したがって、具体的な権利義務ないし法律関係に関する争争であっても、法令の適用により解決するに過ぎないものは裁判所の審判の対象となりえない、というべきである。II「錯誤による贈与の無効を原因とする本件不当利得返還請求訴訟においてXらが主張する錯誤の内容は、(1) Yは、戒壇の本尊を安置するための正本堂建立の建設費用に充てるとして本件寄付金を奉金したものである」

が、Yが正本堂に安置した本尊のいわゆる「板まんだら」は、日蓮正宗において「日蓮が弘安2年10月12日に建立した本尊」と定められた本尊ではないことが本件寄付の後に判明した。(2) Yは、奉金時には、正本堂完成時が広宣流布の時にあたり正本堂は事の成壇になると称していたが、正本堂が完成すると、正本堂はまだ三大秘法抄、一期弘法抄の戒壇ではなく広宣流布は未だ達成されていないと表明した。というのである。要素の錯誤があったか否かについての判断に際しては、(1)の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右(2)の点についても「戒壇の完結」「広宣流布の達成」等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもここからの性質上、法令を適用することによっては解決することができない問題である。

III「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する争争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するに際しての前提問題であるにとどまるものとされているが、本件訴訟の帰するを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争争及び当事者の主張も右の判断に関する法律上の争争の核心となっており認められることからすれば、結局本件訴訟は、その性質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争争にあたらぬものといわなければならない。」

寺田祐郎裁判官の意見
「Xらの本訴請求は、……金銭の給付を求めた請求であって、前記宗教上の問題は、その前提問題にすぎず、宗教上の争争そのものを訴訟の目的とするものではないから、本件訴訟は裁判所法3条1項にいう法律上の争争にあたらぬものである」とはできず、本訴請求が裁判所の審判の対象とならざるべきであるといふこととできない(最高裁判昭和30年(オ)第96号同35年6月8日大法廷判決・民集14巻7号120頁参照)。前提問題である宗教上の問題が実上訴訟の核心となる争争であり、その争争が訴訟の帰するを左右する必要不可欠のものと認められるとしても、その理を異にするものではない。」「このように請求の当否を決する前提問題について宗教上の判断を必要とするため裁判所の審判権が及ばない場合には、裁判所は、当該宗教上の問題に関するXらの錯誤の主張を否認して本件金銭の給付が無効であるとの判例裁判の審判を限定されることとなる(無効原因として単に錯誤があると主張するのみでその具体的内容を主張しない場合、錯誤にあたらぬ事実を錯誤として主張する場合等と同視される。)から、該給付の無効を前提とするXらの本訴請求を理由がないものとして請求棄却の判決をすべきものである。」

東京大学教授
穴戸常寿
しほひつる

●解説

1 本判決の意義

本判決は、それまでの判例法理を踏まえて「法律上の争争」(狭義)の意義を明らかにするとともに、宗教団体の内部争争について他の司法権の限界一般とは異なる裁判上の処理方式——「宗教問題の法理」(木島朝徳は「(特案) 憲法学の可能性を探る」法時69巻6号57頁(石川徹治発刊))——を拓いた裁判例として名高い。もともと以下で述べる通り、本判決の本来の射程については慎重な意味が必要である。

2 一般的理解

一般的理解によれば、法律上の争争とは、憲法上の司法権概念の核心をなす「具体的な争争事件」(本書Ⅱ-187事件)と同義である。既に裁判昭和29・2・11(民集8巻2号419頁)は、この法律上の争争を「法令を適用することによって解決し得べき権利義務に関する当事者間の争争」といって形で説明しており、同一の定式が本判決の引用する技術士試験事件判決(裁判昭和41・2・8民集20巻2号196頁)でも踏襲されていた。これに対して判旨Ⅰは、①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争争」かつ②「法令の適用により終局的に解決することができるもの」というように、法律上の争争の要件を二分する。当該生活関係に適用される法規が存在しなければそもそも①は機能しないのだから、①に当たる争争は同時に②を満たすのが通例であろう。逆に、事実の真否や「単なる政治的または経済的問題や技術上または学術上に関する争争」(前掲昭和41年判例)、「憲法及びその他の法律命令等の解釈に對して存する疑義論争に關する」(本書Ⅱ-187事件)は、①を満たさないがゆえに②をも満たさないという関係にある。判旨Ⅰの独自の意義は、①を満たしてもなお②を欠くという争争類型を概念し、そうした争争から法律上の争争の資格を奪うことを拓いたことにある。

なお裁判平成14・7・9(民集56巻6号1134頁)は行政主体が国民に対して行政上の義務の履行を求めた訴訟を法律上の争争に当たらないとしており、さらに行政主体間の争争に関する裁判平成13・7・13(訟月48巻8号2014頁)も同様の立場を探るものと解されている。これらの判例は、公法上の法関係に関する争争のうち私人の権利利益の保護に直接関わらないものを法律上の争争から排除する機能を①に加えたこととなるが、そのような「片面的法律上の争争概念」(堀野宏「行政法Ⅱ」(第6版) [2019] 299頁)は憲法76条の理解として適切でないとの批判も有力である(土井眞一・法教374号82頁参照)。

3 司法権の限界と宗教団体の内部争争

それ自体としては法律上の争争に属している請求であっても、国内・内閣の自律権(本書Ⅱ-172事件)、自由裁量行為、統治行為(本書Ⅱ-190事件)、そして団体の内部争争(本書Ⅱ-181~185事件)には裁判所の司法権が及ばない、と説かなくてはならない。しかしこの点については、(a)そもそも請求の内容が法律上の権利利益に関わらず団体内部のものにとどまる場面と、(b)請求の当否を判断するための前提問題に団体の内部事項が関わるため裁判所の審査が限定される場面とを、区別する必要がある。住職としての確認請求が宗教上の地位の確認を求めるにすぎないとした趣意を認めた(裁判昭和44・7・10民集23巻8号1423頁)は(a)に相当する(ただし、法律上の争争性ではなく訴訟の利益を否定)。また(b)に関して種徳寺事件判決(裁判昭和55・1・11民集34巻1号1頁)は、「宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別」そうでない場合には前提問題としての住職の選任

罷免の適否にも司法審査が及ぶと述べている。そして、(b)に関する憲法上の事由により裁判所の審判権が制限されるとしても、当該訴訟が法律上の権利利益を内容とする限り法律上の争争であることは揺るがないというが、団体の内部争争を含む司法権の限界に関する裁判例の一般的傾向であり(安福達也「法律上の争争性をめぐる裁判例と問題点」(上)(下)判夕1334号28頁・1335号37頁参照)、本件2審の採る立場でもあった。この立場によれば、裁判所の審査が前提問題に及ぶのであればその点を判断し(裁判昭和55・4・10判時973号85頁(本門寺事件)参照)、逆に審査が及ばない場合には当該争争について証明がなかったのとして主張立棄却責任の転分にしたがい(本書Ⅱ-190事件、および同判決を引用する幸田意見参照)、いづれにしても裁判所は本案判決を下すべきことになる。

これに対して判旨Ⅱは、前提問題である(イ)(ロ)がいずれも法令の適用により解決することが不可能な問題であると述べ、それを受けて判旨Ⅲは本件請求が要件を欠き、したがって法律上の争争に当たらないとした。このような異例の処理をした点で、本判決は1審の立場を支持したものと見て、しかしより立ち入ってみると、争争の核心がすべて宗教的争争に属する裁判所の介入を避けるべき根拠として「宗教団体内部の自由な議論に委ねた方が、信教の自由を保障し、国家と宗教との分離を規定した憲法20条の趣旨に沿う」とを指摘した点に於いて、本判決は本件のような憲法論を明示的に展開することなく、(イ)(ロ)が「本件訴訟の帰するを左右する」ものであり、当事者の主張立証がその核心となつていくことを強調している。このように請求の形式でも争争の憲法的性質でもなく、その背後にある当事者の争争に裁判所が注目するならば、当事者の争争の争争に法律上の争争性が左右されてしまう結果とならう(中野真一郎「民事訴訟法判例百選」(第2版)10頁参照)。しかしそれでもこの争争が本判決の結論を受け得る点に背後には、Yの上告理由が指摘していたとおり、「訴訟物が『供養金』という宗教上の献金の返還請求でそれ自体宗教色が強い」という争争特有の事情によるところが大きい(佐藤幸吉「宗教団体紛争と司法権」野中修彦ほか「フロンティア」 [1994] 272頁)。

なお、選挙事件判決(裁判平成元・9・8民集43巻8号889頁)は本判決を引用しながらも、本件1審と同じ憲法20条論を正面に掲げて、日蓮正宗と創価学会の対立を背景とした寺有建物の明渡請求や代表役員地位確認請求について争争性を肯定した。同判決は、本件特有の事情から本判決を解き放ち、その射程を著しく拡張したといえる。民事訴訟法分野では、こうした判例の傾向に歯止めをかけるべく、裁判所は宗教団体の自治的決定を尊重して本判決を下すべきだとの見解が有力化して久しく、同旨を貫いた個別意見が最高裁でも増えている。しかし、本書Ⅱ-185事件をはじめとする最高裁判判決は、いままな、宗教団体の内部で宗教上の教義が争争の対象に、法律上の争争性を認めていない(穴戸常寿「団体の内部問題と司法権」IS憲法研究会編「フロンティア」 [2011] 617頁参照)。

【参考文献】
●安達憲司「司法権の概念」憲法の争争点(ジュリ増刊・2008) 250頁
●藤田浩「政教分離——最高裁判例を読み直す」『法曹実務家としての近代立憲主義』(判時2344号増刊) 103頁以下
●堀野宏「裁判所と宗教団体の争争」『憲法』113頁
●山本龍一・法教374号74頁

1 タイトル

この項目における論点を示しています。

2 判決年月日

判例の裁判所・裁判年月日・裁判種類(判決・決定など)です。

3 事件番号・事件名

裁判所が付した事件の番号・事件の名称です。判例を特定するための情報となります。

4 出典

判例の判決(決定)文が掲載されている主要な書誌の情報です。

※本書の中では様々な略語が使われています。凡例欄(本書xii頁)をご覧ください。

■ Jurist No.246

憲法判例百選Ⅰ 第7版

401

参考文献

もう一歩先へ進んでみよう

この項目で扱った判例や論点について、さらに理解を深めるのに役立つ書籍・論文などの情報が載っています。

解説

この判例から何を学ぶか

この欄では、主に、判例の「意義」や「位置づけ」について解説されています。また、論点に関する学説や判例、その後の展開など、判例の理解を確かなものとするために必要な情報が盛り込まれています。

※定期的な改訂により、情報をアップデート。判例の「いま」を知ることができます。

全体を眺めてみよう

1つ1つの項目をじっくり読むことはもちろん大切ですが、本書全体の体系や前後の判例との関係を意識することで、より効果的な学習につながります。